

非常変災時の措置について

記

1. 臨時休業措置の基準について

午前7時現在、次のような状況の場合は、学校を臨時休業とします。なお、始業時刻の8時30分までに発生した場合も、同様に臨時休業とします。

① 気象庁より大阪市内に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「危険警報」・「特別警報」が発表されているとき。

② 大阪市（大阪市長）より、淀川区内のいずれかの地域において、河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令がされているとき。

※ 気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づいてご判断ください。

③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）したとき。

※ ただし、上記①～③にかかわらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、またはこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業とする場合があります。

2. 臨時休業措置のお知らせ方法について

午前7時を過ぎて始業時刻（8時30分）までに臨時休業措置とした場合、「ミマモルメ」メール配信・学校ホームページへの掲載により連絡いたします。

3. 臨時休業にかかわらず児童が登校してしまった場合

児童は学校で待機し、保護者の方に迎えに来ていただき、直接引き渡すことになります。仕事や交通機関の運休等により、すぐに迎えに来れない場合は、学校へご連絡ください。

（裏面へ続く）

4. 登校後に下校措置が決定した場合

保護者の皆様に、集団下校についての連絡や、児童引き渡しの依頼を保護者メール配信や学校ホームページ掲載によりお伝えいたします。集団下校で児童を帰宅させる場合は、以下の方法で連絡をお願いします。

①「ミマモルメ」を登録されている方

学校からメールを配信 → 下校可能な場合は既読ボタンを押してください。

(既読ボタンについてはメールの内容に記載してあります。)

下校場所に変更がある場合は学校に電話でお知らせください。学校で既読済みの確認をし、返信のないご家庭には連絡をします。その際、連絡が取れるまでは学校待機となり、お迎えが必要になります。

②「ミマモルメ」を登録されていない方

学校から連絡をしますので必ず連絡をとれるようにしておいてください。連絡が取れるまで学校待機となり、お迎えが必要になります。

※ 「ミマモルメ」は初期登録が必要です。登録がまだのご家庭は、できるだけ早くご登録ください。もし登録用紙を紛失された場合は、学校までご連絡ください。

※ 保護者の方に迎えに来ていただかなければならない場合もありますので、緊急連絡先をご確認いただき、変更になった場合は必ず担任にご連絡ください。

※ **校区外にお住まいの児童**は、集団下校できません。**必ずお迎え**をお願いします。

※ 災害時、メール受信画面や学校ホームページをこまめにチェックするようにしてください。アクセス集中などにより簡易ホームページが表示された場合は、「TOP(最新記事)」をクリックすると内容を確認することができます。

※ 万が一、電話等の通信手段が使用できない場合でも、**保護者の方のお迎え**をお願いします。

※ 津波警報の発令、避難勧告または避難指示(緊急)の対象区域となった場合は、児童の安全確保のため、高所避難(3階以上)を最優先とします。

※ 学校休業の日は「いきいき」もお休みになります。

活動中に発令された場合は、その時点で活動中止となりますので、お迎えをお願いいたします。